

令和5年度第2回三木市社会福祉審議会障がい者福祉検討部会 議事録

◇日時

令和5年10月5日（木） 13:30～15:00

◇場所

三木市役所2階 入札室

◇出席者

委員：畑委員、北上委員、竹内委員、長田委員、新銀委員、鰐目委員、岡村委員、井上委員、橋本委員

事務局：山本障害福祉課長、佃障害者福祉係長、増田障害者支援係長、築瀬主査、藤原主任、宮内コーディネーター（ジャパンインターナショナル総合研究所）

◇欠席者

委員：藤原委員、今枝委員、時枝委員、堀井委員、羽賀委員、大西委員

◇次第

1 開会

2 あいさつ

3 議事

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の素案について

(1) 第1章～第2章について

(2) 第3章～第4章について

4 その他

第3回の日程について

令和5年11月30日（木）

午後1時30分～

市役所 2階 入札室にて

5 閉会

◇資料

・次第

・障がい者福祉検討部会委員名簿

・第7期三木市障害福祉計画・第3期三木市障害児福祉計画の策定について

・三木市障害福祉アンケート（案）【障害者】

・三木市障害福祉アンケート（案）【障害児】

- ・三木市障害福祉アンケート（案）【団体】
- ・三木市障害福祉アンケート（案）【事業所】

◇議事要旨

1 開会

事務局

ただいまより令和5年度第2回三木市社会福祉審議会障がい者福祉検討部会を開催します。大変お忙しい中ご出席を賜り、こころより御礼申し上げます。本日は委員15名中9名の出席をいただいています。委員の半数以上が出席されておりますので、三木市社会福祉審議会条例第7条第2項の規定により本会議が有効に成立していることをご報告いたします。藤原委員、今枝委員、時枝委員、堀井委員、芳賀委員、大西委員におかれましてはご欠席のご連絡をいただいておりますので、併せて報告いたします。

また本会は三木審議会等の会議の公開に関する条例第3条の規定に基づき公開としております。あわせて議事内容につきましても、議事要旨等を情報公開コーナーや市のホームページにおいて公開の方をいたします。あらかじめご了承ください。なお、本日の傍聴希望者はありませんでした。

開会にあたり部会長からご挨拶をお願いします。

2 あいさつ

部会長

7月28日以来となります。そこではアンケート調査についての議題でしたが、当日配布の資料でしたが、お子様を尊重する視線で「あなた」という呼び方についてであったり、性別をどうするか、当事者が見るということを考えてルビを打つといったご意見をいただきました。そういうことを反映させながらアンケートを修正していただき、三木市の特徴的な施策になっていくのか、加えられるところは無いだろうかということについてご意見いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

事務局

まず初めに本日の資料確認の方させていただきますお手元に資料をご準備ください。

【資料確認】

3 議事

事務局

それではここからの進行については三木市社会福祉審議会条例第7条に基づき、部会長の方をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

部会長

限られた時間でございますので15時までには終了するという目処の中で進めさせていただきます。今日は素案についてということでお話をいただくのですが、少し事務局からご説明いただきたい点があります。「本計画が三木市の特徴に応じたものになっているのか。」という問いに対し

ては、皆さんからより意見が出やすいように、三木市の特徴は何なのか。日本の中の兵庫県の中の三木市という特徴、そしてそれが障がい者の施策にどのように特徴を出してこられたのか。それをどのようにアンケートに入れ込んで実施していただいたのか、ご説明をいただきたいと思います。

事務局

部会長からご指摘の特長についてですが、現在三木市では第5期障害者基本計画、第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画が現在進行中の計画となっています。部会長からのご質問については、この計画の22ページでめざす未来像と基本目標の記載があり、この目標のもとに計画を進行している状況です。今回作成するのは福祉計画であり、基本計画は令和8年度まで実施します。その基本計画の中でめざす将来像として「誰もがいきいきと輝き ともに安心して暮らせるまち 三木」をかかげ、それぞれの施策に取り組んでいる状況です。この計画を立てる際に、アンケートを取ったものも盛り込まれた形で目標が設定されています。今日は素案をお示ししますが、将来像については素案の16ページ、第3章で基本計画を継承しつつ、障害福祉計画、障害児福祉計画の策定に取り掛かりたいというところです。アンケートは9月13日から28日に実施しており、現在回収をして、集計を取っているところです。ですので、まだアンケートの部分が現在の案には反映されていない状況ですが、今回はアンケートを含めた目標数値が入ってくるということでご理解いただければと思います。

部会長

16、17ページを見ると、大きくは共生社会に向けての考え方が書いてあると思います。これは特に三木市というだけではなく、全国がこれに向かっているということだと思います。私たちが三木市の特徴を生かしたということ聞きとるためには、特に何を注意してお聞きすればいいでしょうか。

事務局

これは全体的な話でもありますが、国の指針、これがまず出ています。それに合わせて県の計画が、国の指針に基づいて立てられます。その県からの情報をもとに三木市も計画を立てるということになりますので、こちらから提案する数値は実績にともなった障害のある人の施設利用者の数などを見込んでいきます。検討部会には障がい者団体の会長様や各事業所の長の方がお越しですので、それぞれの観点から社会福祉資源について少ないところや、数値についてご発言いただいた中で、そういうことを含めて総合的に目標数値を定めていきたいと考えています。

部会長

みなさんのご意見も合わせながら三木市の特徴を出していきたいということですね。それでは事務局より素案の説明をお願いします。

事務局

【資料に基づき説明 第1章・第2章】

部会長

資料のご説明をいただいたわけですが、約10年間ぐらいの推移を統計的に示していただきました。これに対してご意見、何かもうちょっとこういうところはどうなのかというご提案やご質問でも結構です。まだ素案の段階ということですので、もう少し違うデータも入れていただくとかいう方向性もあるかもしれませんので、皆さんのご意見をいただきたいです。

委員

ちょっと気になるところが6ページの(2)の基本指針の改正の枠の中の二つ目の福祉施設から一般就労への移行に等について、就労移行支援事業終了者とありますが、市内の就労移行支援事業所はありますか。就労でもB型から一般就労へ繋がっていくってことがあるので、この就労移行支援事業というところを就労系事業所というふうに、B型を含めた考え方ということで、どうでしょうか。

部会長

就労移行支援事業所があるのかどうか、ないのであれば具体的な表現方法が適しているのではということですがいかがでしょうか。

事務局

事業所については今三木市内には就労移行支援事業所は0件となっております。ですので、三木市の方で利用されている方については市外の就労移行支援事業所を利用されているというのが現状になっています。

部会長

今のご意見は、違う表現方法の方が良いのではというご意見でしたが。

事務局

自治体の工夫によって変わると思います。また後からもご説明いたしますが、就労Bとか就労Aはそれぞれで目標が設定されるべきという指針になっております。ない事業については仕方がないところがあるので、この障害福祉サービスの基盤整備としては全国的に求められる事業でもあるということで、市内に立ち上げていただくような取り組みを今後していくという、その基盤としての充実を図っていくということが目標になってくると考えています。ですので、国が示した移行した人の5割以上を市の5割とするのは、ここで位置付けるのが難しいと思います。

部会長

いかがでしょうか。

委員

将来的に就労移行支援事業所を立ち上げていくということであれば、問題はないと思います。

部会長

他にご意見はありませんか。

委員

同じ 6 ページのところの基本指針の改正ですが、これは国の基本指針が今回こういうふうになりましたよということだと思います。二つ目の◇ところに書かれているのは、都道府県の役割を書かれているんですね。三つ目のところも各都道府県が医療的ケア児支援センターを設置することが書かれていますが、今回市の計画なので、基本指針の中の市町が取り組まなければならないことについて、一つ目の◇のところにはちょっと書かれているかなと思いますが、二つ目三つ目には、特に何も私は書かれてないと認識しています。そのあたりは、国の基本指針というのを私は見ていないので何とも言えないのですが、書けるのであれば、市町の計画になりますから、就労の項目であったりとか医療的ケアの項目であったりとか、何か国からのそういう指針というのがあれば出していただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

事務局

一度、調査して市に特化しながら説明できるところは説明させていただきたいと思います。後にも出てまいります、市に求められる成果目標のところもあわせてご説明できればと思っております。

部会長

他にないでしょうか。

委員

9 ページのところです。身体障がいのある人についてのデータがありますが、その中で、視覚とか聴覚・平衡、音声・言語、肢体、内部とありますが、特に内部障害が多くなっているという記載がデータから見て取れます。ただ、内部障害がどのような障害かということが、一般にはわかりにくいのかなと思います。内部障害がどういうことであるかについて、次の 10 ページに余白が空いていますので、その辺りとかに注釈を入れていただけた方が、市民に皆さんに見ていただく計画として良いと思います。一番後ろに資料編として用語解説があるのかもしれないですが、せっかくならこの空きペースに入れていただいたら、内部の身体障害がどういうものかということがよりわかると思います。

部会長

これの公表方法にも関わってくることですね。集計結果をどのように公表していくか、今の市

民の方にも見ていただくということですね。

事務局

具体的に内部障害といいますと、想像しやすいのが、透析とかの障がいがある方々のことで、市民の皆さんにはわかりやすいと思います。そのような形で同じページに注釈を入れましてよりわかりやすい計画にしていくように反映していきたいと思います。ご意見ありがとうございます。

事務局

追加になりますが、今作っている計画については、完成した後に市民の皆様に、冊子が届くわけではありません。ホームページの方でデータ公表してまいります。見ていただくという意味では、そういった注釈も必要だと思いますので検討してまいります。

部会長

他にあればお願いします。

委員

12 ページですが、精神障害の場合は手帳を所持されていない方で自立支援医療を使っておられる方が 1,068 ということで、おおむね 400 名が手帳を持ってない方なのですけれど、自立支援医療の方は 1 級 2 級 3 級と言ったことはわからないのですね。

事務局

この数字につきましては手帳を持っている方が全て自立支援医療を持っているというわけではありません。自立支援医療のみの方もおられますし手帳だけの方もおられます。よって、必ずしもイコールというわけではないです。

委員

1,068 の中身がもしもわかるのであれば、精神の場合は本当に手帳を持たないで福祉サービスを受けておられる方があり、なぜそういうことが起きるのかということ、家族会の中でも結構手帳を持つことを持たないことの意味みたいなものも議論になったりしますので、そのあたりでわかる範囲でわかればいいと思いました。

事務局

内訳というのは診断名とかのことになるのでしょうか。

委員

そうですね。分け方が難しいですね。

事務局

自立支援医療につきましては、いわゆる精神疾患と呼ばれるもの、神経症系のものであったり、統合失調症のような疾患も入ってきます。ここには認知症であるとか、あと個人の機能障害、あるいは知的障害の方で精神科に通っている方もこの制度を使っておられますので、一概にこの自立支援医療を使っているから精神疾患ですとは言えない状況です。大きな精神疾患というくくりの中には確かに入るのですが、手帳制度でいくと、知的障害の方は知的障害という形になってきますので、ここに含まれなかったりする方も中にはおられるというのが現状になります。

委員

そういうことがわかるような内容だったらいいと思ったという感じです。ちょっと難しいでしょうか。

事務局

疾患種別については市の方で統計をとっていないので難しいかなと思います。

委員

そうですね。わかりました。

委員

素朴な質問ですが、手帳の種類が3種類あります。それぞれの手帳を持っておられる方はあると思いますし、両方持っておられる方、療育手帳も身体も持っておられる方、療育手帳と精神を両方持っている方はちょっと少ないかなと思いますが、そういうケースはないことはないかなと思います。両方を持っておられる方の数は多分把握はされていると思うのですが、その方は上げなくていいのでしょうか。両方持っているということは両方のサービスを受ける可能性があるわけで、片方を持っておられる方とサービスの受け方やニーズの違いがあるのではと思ったのですが、両方持っている人の数は必要ないでしょうか。

事務局

重複して手帳をお持ちの方というのは実際におられます。ただ、障害福祉サービスを使う前提で考えると、この手帳だからこのサービスが使えないとかいうものはあまりなくて、あるとすれば例えば視覚障がいのある方特有の同行援護であったりとか、あと知的精神の方が使えるような行動支援などが限定されているものがありますので、その辺りは影響してくる部分はあるとは思いますが、数にしては、利用されている方自体がすごく少ないサービスにはなってきます。

事務局

計画にそういうデータが必要なのか確認しながら検討したいと思います。現状としては今説明した通りです。

委員

これもちょっと素朴な疑問ですが、1 ページの最初に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律っていうところで、そちらの方の力を入れていくことはわかるのですが、身体障がいのある方の中で、医療的ケア児に限らず者についても、どれくらいの割合で三木市の中でそうした方が生活しておられるのかということは、把握していて、だからこそ重要という話になるでしょうか。そういうことを示すことは考えられないでしょうか。

事務局

医療的ケア児については、実際のところ関係しているところがバラバラで情報を持ってるのが現状かなと思います。例えば、小さい子どもであれば、健康増進課であったり子育て支援課であったりとか、障害の方で状況を把握できるのがあくまでも手帳取得された方が対象になってきますので、いろんなところの部署が関わって支援してるというのが現状かなと思います。呼吸器等を使っておられる方については県の方で把握されています。市では北播磨5市1町で北播磨障害福祉ネットワーク会議という医療的ケア児の協議会というものを持っており、そこで医療的ケア児へのアンケートをとったり、医療的ケア児の支援をどういうふうにしていくのかという話し合いをしているのが現状になります。

事務局

少し付け加えさせていただくと、6 ページのところ、基本指針の改正で三つ目のところでこういった法整備がされて、医療的ケア児の支援センターというのは県の方での設置目標となっています。兵庫県の方では、既に「きずな」というセンターも立ち上げられており、こういった情報についてはそれぞれの関係機関、それから事業所さんの方にもお知らせしたと思います。そういった意味で、医療的ケア児に関するいろんな情報について県を中心に今後展開されると思っておりますので、ご理解いただければと思います。

委員

障がい者の方はどうでしょうか。

事務局

これは、障がい児の方のセンターですが、そういったこともまた今後、県の方からいろんな情報が来ましたら、情報共有はさせていただきたいと思います。今のところ障がい児の方のセンターの設置ということになっていますので、今後になるかと思っております。

部会長

全体をお聞きしていないのでどうかと思いますが、統計資料について、三木市の実態を書いておりますが、国や兵庫県のデータと比べるとどこに特徴があるかが見えてこないです。せっかく支援事業者が入って計画を作るのであれば、どこかで分析することが良いと思います。分析をするなら、今の皆さんの意見を入れながら説明することも必要だと思いますが、この統計資料を

どのようにされますか。

事務局

現行計画からの推移として状況を把握するという形で取りまとめています。全国や県の中での位置づけ等も必要になるかと思えます。8ページの手帳所持者割合などが他と比べてどうなのかということは次回にご説明できればと思います。

部会長

ぜひお願いしたいと思います。他にないでしょうか。

委員

判定について、私自身が勉強不足でもあるのですが、身体障がい者は1級が最も重く、4級が次に多いとありますが、1級や4級がどういうものなのか、知的障害であればA判定、B判定、精神障害なら1級、2級、3級がどういうものかについて、注釈がどこかで出たりするのでしょうか。

部会長

これまでに冊子を出してこられたので、それとの整合のためにこういう形にされているでしょうか。見た人がわかるようにという意見が多くありますが、これまでの結果との関係ですか。

事務局

これまでの状況を踏まえながら作っています。ご意見をいろいろいただきながら、現行の計画も作っていきます。等級の判定の内容等も付け足していきながら充実できればと思っております。

部会長

これから加わったり、検討して入れていただく可能性があるということですね。

事務局

そうですね、それを充実させていくためにご意見をいただきながら整理していきたいと思えます

事務局

今回は素案の段階でして、前回の素案の段階でどの程度皆さんの意見をお聞きできる状態だったかはわかりませんが、今回に関しては本当にたたき台という状態でお示ししておりますので、今日いただいた意見というのはしっかりと次の計画案になるときには反映していきたいと考えております。先ほどの1級2級とはどういうものなのかに関しては、三木市で「福祉のしおり」を発行しており、その中に、手帳の1級2級の種類や、どういったものが1種2種になるというも

のを詳しく付けている表がありますので、そのあたりの資料を巻末つけていけたらと考えています。

委員

第2章の5ページから始まって、本市の障害福祉政策を巡る現状と課題という流れになっており、法改正のこととかがまずあって、現状の手帳の所持者の数等を出していただいていると思います。題名が現状と課題ですので、現状はここで出て、課題はおそらく15ページのアンケートの結果を踏まえてと書いてはありますが、もうここ何年も抱えている問題があると思うのですが、それは示そうと思えば、示せるのではと思います。アンケートの結果と合わせて課題として出していくということでしょうか。

事務局

今回アンケートと合わせてと書かせていただいておりますが、既に明確となった課題があると思います。先ほどの就労移行の基盤の問題であったり、国から求められるようなところもありますので、それらを項目立てして、アンケートの結果も併せて取りまとめさせていただこうというところでした。本来であれば、アンケート待たずとも見えているところは整理させていただきつつ、お示しすべきだったかもしれません。その点は申し訳ありませんでした。

事務局

市民へのアンケートや事業所の方、団体の方に向けたアンケートを取っており、市民だけではなく団体や事業者からのアンケートも反映させるべきものになります。またアンケート調査の結果は計画書とは別に、ホームページでも公開しています。計画が、いろんなことを書けば書くほど字数が増えますので、アンケート調査についてはざっくり書いていますが、全体は冊子にして現状を示しているところです。皆様のお手元にはお配りしていませんが、ホームページでもアンケート結果を公開しており、今回策定にあたってアンケート結果を公開していきます。もちろん意見をいただいて改善していきたいと思いますが、いろいろと入れていくと計画冊子がどんどん分厚くなるので、調整しながら取り組んでいきたいと思っています。

部会長

まだ説明の後半が残っています。一言ずつはいただいたと思いますので、先に進みたいと思います。

事務局

【資料に基づき説明 第3章・第4章】

部会長

私自身がわからないからちょっと確認したいのですが、成果目標ということで、アウトプットとしての数字が出ていくわけですけども、全国があつて三木市が何ポイント上がったとか下がっ

たというのは、どのように算出して出てくるということを、大まかで結構ですのでご説明ください。

事務局

現在それぞれの項目において国の基本指針に基づく目標設定というところで求められる%とか箇所数等が出されておりますので、それに合わせて現在の入所者数が三木市の中で何人なのか、それを6%削減するとすれば何人になるのか。その差し引きを人数として表していくということです。それが今の現状と目標の何人分というところを、どのように計画期間の間に埋めていこうか設定する形になってきます。

部会長

そうしましたら、現場でおられる皆様からすれば、この値が納得いくものなのか、もう少しここは説明いただきたいということがあればお願いいたします。

委員

この値がどうなのかというのは市全体のことで、自分自身ではちょっと想像ができないところありますが、前回と比べてここは達成しているとか、数値的に達成しているということをずっと説明していただいたのですが、三木市としてこういう働きかけがあったとか、施策のところでは達成できているとか、こういう働きかけが必要とか、前回の計画をこのように推進してその結果こうだったという説明が入ると、ここが足りないから頑張ろうとか、ここは三木市として進んでいるのとか、現場からの支援の見え方があると思います。

事務局

貴重なご意見をいただきありがとうございます。目標設定をして実績がどうだったかは県の方に市から公表しています。この計画を審議いただくにあたり、データを持ち合わせていませんので、県に提出した目標値に対する実績値が出ていますので、この計画とは別の資料としてご提示できればと思います。そういうことも踏まえて、資料の中に課題や達成に部分を次回お示しできればと思います。ただ、前はコロナ前に策定したものであり、令和2年度から三木市においても目標達成できなかったり、今後コロナが落ち着いて元に戻るのか、そういうことも含めて今後お示しする令和2年の数値などは、感染症の影響もあるかと思いますが、次回お示しできればと思います。

部会長

他にないでしょうか。

委員

19ページですが、国の基本指針では地域生活に移行する人数を6%増やしましょう。施設入所者数を5%減らしましょう。ということは、施設入所の人を経施設入所をしている人が減ってい

ってその人が地域生活ができるようになったらいいよねという意図だと思うのですが、これはもう既に国がこの6%なり5%と出していたら、市はこれを守らなければならないものでしょうか。というのは、もしかしたら事業所の数とか事業所の規模によっては困難な数値かもしれないし、利用者の人数や希望によっては、この数値は希望する人数と乖離してくるかもしれない。国はあくまでもこれを指針として出しているのだから、絶対守るといえるのは無理だということも出てくと思います。これは変えられるものなのかどうかと思うのですが。

事務局

確かに、これまで第6期まで障害福祉計画が進んでいます。その中で例えば20ページの地域生活支援拠点の整備というのは、ずっと目標になってますが、実際に1と挙げています。これは国が示した基本指針で、ここの部分はもちろん県もそれを受けて目標値として、掲げないといけなさとされているもので、結局これもずっとできてない、まだできてないというところでもあります。この地域生活拠点というのは、各市町にということですが、できない現状であったり、国の方が、市町でなかなか難しいのであれば圏域でというように、方向性を変えてきたりしていますので、まだそこは打ち出せていないところです。ただ、そういった方向性に動いていますので三木市として圏域で考えるのか、三木市は北播磨になるので、そこでもできていない市町もあります。そういった状況も含めて今後精査していかないといけないかなと思うのですが、この計画については、国の基本指針に則って、無理な部分があるという現状はありますが、その目標に向けて市は施策を打っていかないといけないというところでご理解いただければと思います。ですので、どこの市もなかなかこれに対して、何かペナルティがあるとかそういうものではないですが、出来ていなくても、6期までずっと来ているという状況です。市としても体制のいろんなところに話をして努力はしていますが、そこに至っていないというところではあります。ですので、今度は圏域を含めて考えていかないといけないという、方向性にはなることをご了承いただきたいなと思います。この数値については、もう出ているもので、今の数字でお示ししているところです。

委員

感想にしかありませんが、ということは、部会長が当初言われていた三木市としての独自性や特徴を示すというのは非常に困難なことなのかなと、お話を聞いていて思いました。

委員

三木市の場合ですと、地域支援拠点については、拠点として指定されるのは運営する側としては大変プレッシャーがかかるので、どこの事業所も引き受けないと思います。ただ、三木市の場合はちゃんと根回しをしてくれます。緊急時の受け入れ態勢ということで、緊急時に受け入れてもらえるか事業所に必ず確認を取っています。グループホームやショート、入所施設で皆さん協力しています。例えば保護者が事故にあって入院して、支援ができなくなった時にどうするかという緊急受け入れ態勢については、国が挙げる数字とは違って三木市独自で事業所に根回しをしています。育成会でもグループホームに一室ショートで受け入れを持っています。その時には利用されている方にも緊急受け入れを受けていますし、利用者全員に契約時に最初に言っています。

緊急受け入れがあったら予定をキャンセルしていただく可能性があることに同意していただけるよう伝えています。精愛園さんも緊急受け入れがあり、予定がなくても受け入れてくれることがあります。拠点をつくれと言われていつも受け入れるのは難しいけれど、緊急時の受け入れをできないかという声かけはしてくださっています。実際に三木市の人で緊急入院をされた人もあり、緊急受け入れは可能です。そこは相談員と事業所がちゃんと連携を取れているということがありますが、こういう数字に縛られない三木市独自の根回しがあって、安心して暮らせます。保護者にとって一番心配なのは、自分に何かあった時にどうするかということです。その受け入れ態勢については、三木市はできているということはお伝えしたいと思います。

部会長

ありがとうございます。障がい者や障がい児の問題というのは、統計的な数字以外に、その人たちにとっての思いや、それをくみ取ってどのような対処をするかという点で努力する必要があるということをおっしゃっていただいたと思います。そういうことは冊子の完成時にどこに明記されてくるのでしょうか。

事務局

それについては、この計画は法律上定められた基本指針に基づいて策定するもので、確かに拠点はありますが潜在的に協力いただいている事業所には感謝しています。その部分がどこに入るかという点では、目標数値にはなかなか出てくる場面が無いというように思いますが、圏域で拠点が大きく変わることに合わせて、事業所一つでできるではなく、この部分は育成会、この部分は精愛園といった市の中で点在してよいという指針も聞くところはあるので、そういう形でまとめられればこの計画で入れられるのですが、その部分がこの計画でどう書けるかと言えば難しいところです。

部会長

目標設定というところに現れるとは思っていませんが、今言っていた流れや三木市のいいところが冊子全体でどこかで出ないかというご意見なので、ご検討いただければと思います。

事務局

調整して書ける部分は書きたいと思います。

部会長

予定時間が近づいていますが、事務局から何かないでしょうか。

事務局

特にありません。

部会長

ほかに何かないでしょうか。それでは進行を事務局にお返しします。

事務局

議事の進行をありがとうございました。それでは次第4のその他について、事務局より申し上げます。次回第3回の検討部会ですが、11月30日（木）場所と時間は今日と同じです。午後1時30分からこちらの会場の方で開催したいと思います。皆様お忙しい中と存じますが、ご出席いただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。事務局からは以上となります。何かご不明な点等はございますか。

委員

私も含めて、本日後半の部分であんまり意見を言えなかった方もいらっしゃるのかなと思います。次回が11月末ということであれば、どこかの時点で何か質問や意見があれば事務局にお届けすることはできるでしょうか。

事務局

ありがとうございます。可能であれば10月中にメールでも結構ですし、窓口に来ていただいても結構です。お呼びいただけるのであれば、ヒアリングに伺いたいと思います。

他に無いでしょうか。それでは、閉会のあいさつを副部会長にお願いします。

副部会長

本日は委員の皆様、忌憚ないご意見をいただきありがとうございました。事務局におかれましては本日出た意見を検討いただいて、計画への反映などをお願いいたします。次回の検討委員会では、アンケートの結果を踏まえた上で、目標値などが明記された計画案を示していただけるといことですので、本計画が、三木市の障害福祉サービスの充実に寄与することを期待しております。どうぞよろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。以上を持ちまして第2回三木市社会福祉審議会障がい者福祉検討部会を終了します。

6 閉会